

第三者行為（交通事故等）によって 介護保険サービスを利用する場合の届出について

第三者行為（交通事故による負傷や相手の行為による負傷等）を起因として、介護保険サービスを利用した場合、被害者（被保険者）は1～3割の自己負担で介護保険サービスを利用することができます。

しかし、介護保険の財源は公費や被保険者の介護保険料で賄われており、本来、第三者行為がなければ発生しなかった保険給付となることから、介護保険で負担している分について、静岡市が加害者側へ損害賠償請求を行うため届出が必要となります。

※平成28年4月1日より第1号被保険者（65歳以上の方）は市への届出が義務化されました。

介護サービス費用 10割	
介護保険負担分 7～9割	自己負担分 1～3割

保険者（市）が加害者側に
損害賠償請求を行います

1.届出について

2ページの「3.フローチャート図」で届出が必要となるかご確認ください。

なお、届出の対象となる『第三者行為』であるかにつきましては、下記事例を参考にしてください。

届出の対象となる「第三者行為」の事例	
交通事故による負傷	
	
交通事故以外の相手の行為による負傷	
ケンカ 	他人のペットに咬まれた 

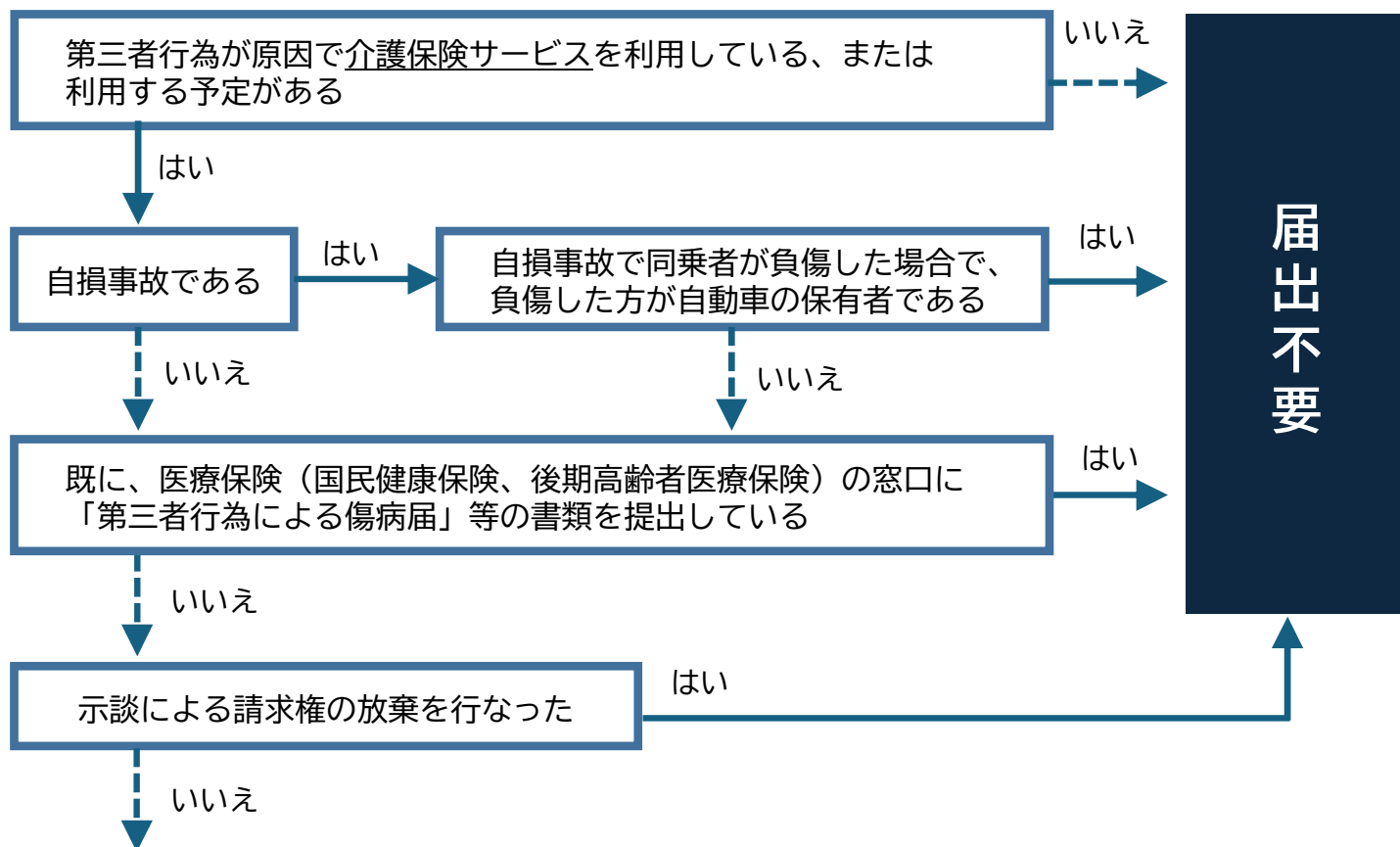
第三者行為でないもの	
自宅で転倒	勤務中の事故（労働災害）
	 ※勤務中に発生したケガについては、労災保険の対象となります。
自損事故	
	※自損事故であっても、同乗者については運転手を第三者として損害賠償の請求が可能です。ただし、同乗者が運転供用者（自動車の所有者）の場合は、請求できません。

2.提出先

名称	郵便番号	住所
介護保険課 給付・認定係	420-8602	静岡市葵区追手町5番1号（静岡庁舎14階）
葵区高齢介護課 介護保険係	420-8602	静岡市葵区追手町5番1号（葵区役所2階）
駿河区高齢介護課 介護保険係	422-8550	静岡市駿河区南八幡町10番40号（駿河区役所2階）
清水区高齢介護課 介護保険係	424-8701	静岡市清水区旭町6番8号（清水区役所1階）

※郵送の場合は「介護保険課 給付・認定係」までお願いします。

3. フローチャート図



届出が必要になります。下記書類をご用意ください。

☐ **介護保険第三者の行為による給付事由届出書**

※保険会社が被害者（介護サービスを利用する人）に代わり届出することが可能です

☐ **交通事故発生状況報告書**

☐ **交通事故証明書**

※交通事故証明書は、自動車安全運転センターにて発行してください。

※交通事故証明書の右下「照合記録簿の種別欄」が人身事故でない場合（物損事故）や被保険者の氏名が記載されていない場合は、『人身事故証明書入手不能理由書』を添付してください。

☐ **念書**

※届出者は被害者（介護サービスを利用する人）になります

☐ **誓約書（取付可能な場合）**

※損害賠償義務者欄は加害者又は加害者側の保険者会社になります

様式は市ウェブサイト上の検索メニューからダウンロードすることができます。

介護保険 第三者



静岡市ウェブサイト

<お問合せ先>

静岡市役所 介護保険課

給付・認定係

電話：054-221-1374